

別表十二（十八）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が令和6年改正前の震災特例法（2(1)及び3において「令和6年旧震災特例法」といいます。）第18条の3第3項又は第4項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「均等益金算入額5」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 平成28年4月1日以後に令和6年旧震災特例法第18条の3第1項の指定又は令和3年改正法附則第103条第2項（再投資等準備金に関する経過措置）に規定する旧指定を受けた法人にあつては「120又は」を消し、同日前に同項に規定する旧指定を受けた法人にあつては「又は60」を消します。
 - (2) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。
- 3 この明細書のⅡは、法人が令和6年旧震災特例法第18条の4第1項（再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合に、別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)と併せて記載します。